

函館市乳児等のための支援給付費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の12に規定する乳児等のための支援給付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(乳児等支援給付費支給の手続き)

第2条 市長は、法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「保護者」という。）が、法第30条の第20第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者から同項に規定する特定乳児等通園支援を受けたときは、次項に定めた手続きにより、特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和8年こども家庭庁告示第8号）に基づき算定した乳児等支援給付費の額を、法第30条の20第5項の規定に基づき、同項に規定する特定子ども・子育て支援提供者（以下「提供者」という。）に支給するものとする。

2 提供者は、一月毎に別記第1号様式の請求書に別記第2号様式および第3号様式の月報を添付し、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に基づく請求を別に定める日までに受けたときは、内容を確認し、適当と認められる場合は、請求のあった日から30日以内に提供者に対して支給するものとする。

(乳児等支援給付費の返還)

第3条 保護者が、法第30条の18第1項の規定に基づく乳児等支援給付認定の取消しがあった場合において、すでに乳児等支援給付費の支給を受けていたとき、または、保護者もしくは提供者が偽りその他不正な手段により乳児等支援給付費の支給を受けたことが判明したときは、支給を受けた乳児等支援給付費の全部または一部を返還しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

乳児等支援給付費に係る請求書

函館市長 様

事業所の住所

事業所の名称

設置者の氏名

特定乳児等通園支援を提供しましたので、次のとおり乳児等支援給付費を請求します。

1 請求金額

(年 月 月利用分)

2 振込先口座

フリガナ			
口座名義人			
振込先金融機関			
預金種目		口座番号	

本件振込については上記名義人宛振込願います。

月報（月別利用実績）

施設名	
-----	--

月末時点の定員数及び利用児童数、利用実態等を記入ください。

実施月	令和 年 月
-----	--------

	0歳	1歳	2歳	合計
延べ利用児童数	人	人	人	人
（利用時間総数）	時間	時間	時間	時間
（うち負担軽減加算世帯（生活保護）延べ児童数）	人	人	人	人
（うち負担軽減加算世帯（生活保護）利用時間総数）	時間	時間	時間	時間
（うち軽減加算世帯（所得割77,101円未満（住民税非課税含む））延べ児童数）	人	人	人	人
（うち軽減加算世帯（所得割77,101円未満（住民税非課税含む））利用時間総数）	時間	時間	時間	時間
（うち障害児数）	人	人	人	人
（うち要支援児数）	人	人	人	人
（うち初回対応（事前・事後面談）実施児童数）	人	人	人	人
（うち保護者支援面談実施児童数）	人	人	人	人
実利用児童数	人	人	人	人
（うち軽減加算世帯（生活保護）児童数）	人	人	人	人
（うち軽減加算世帯（所得割77,101円未満（住民税非課税含む））児童数）	人	人	人	人
（うち障害児数）	人	人	人	人
（うち要支援児数）	人	人	人	人
うち予約後のキャンセル時間数	時間	時間	時間	時間
（うち利用したとみなした（当日キャンセル）時間数）	時間	時間	時間	時間

定員数：1時間当たりの定員を記入。

利用児童数：受入枠を設けていない場合は『空欄』、受入枠を設けているが利用がなかった場合は『0』を記入。年

齢：該当の年齢全てに記入。

備考欄

申込者数、予約を受けたが利用に至らなかった件数、キャンセル待ち数等、利用実態を記載。キャンセル発生時の穴埋めとして工夫した点があれば記載。

